おくやみ窓口のご案内

大切なご家族のご逝去を悼み、

謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後のご負担が少なくなるように、

各区役所に『おくやみ窓口』を設け、区役所における手続きについて、

ご説明と申請書作成のお手伝いをいたします。

どうぞご利用ください。

場 所 葵区役所1階 5番窓口

受付時間 平日 午前8時30分~午後5時15分 (手続きに時間がかかるため、午後4時30分頃までに お越し頂きますよう、ご協力をお願いいたします。)

電話番号 054(221)1119

- おくやみ窓口での手続きは、ご葬儀が終了してからになります。
- ご利用の予約(翌々開庁日以降)もお受けいたします。
- 窓口の状況によってはお待ちいただく場合があります。
- おくやみ窓口をご利用にならず、直接担当の窓口へ行って手続きをしていただくことも可能です。

手続きの際の主な持ち物

手続きに必要となる主な持ち物は下記のとおりです。

該当するものがあれば、ご持参いただきますようお願いいたします。

●●ご遺族のもの●●

- □ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの(下記から1点)
 - 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真のないもの(下記から<u>2点)</u>

被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳(基礎年金番号通知書)など

- □ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの[マイナンバーカード、通知カード]
- □ 預金通帳[相続人代表・喪主(同じ場合は1冊)、年金請求者(区役所で請求できる方)]

◆◆亡くなられた方のもの◆◆

П	葬祭費	の請求	に必	要なも	ነ の
	开小只	~/ DH //\	. — X	~ · o · ı	

- ・ご葬儀の領収書・訃報・会葬礼状 のいずれか1点
- □ 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証
- □ 亡くなられた方が世帯主だった場合で

国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は、加入者全員の被保険者証

- □ 各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)
- □ 特定医療(指定難病)受給者証
- □ 介護保険被保険者証
- □ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者 証、重度心身障害者医療費助成金受給者証
- □ 上記以外で、市(区)役所から交付された証書等
- □ 年金証書・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの(国民年金のみの場合)

※紛失やご不明な点のご相談は、おくやみ窓口にお問い合わせください。